

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6-6、6-7会議室

## ○議事日程

平成30年10月5日（金曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

## ○欠席委員 なし

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	洞戸事務所主任主査	長屋 一也 君
上之保事務所主査	福田 明宏 君		

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂）本日は、合同研修ということで早朝からご出席頂きまして誠にありがとうございます。ちょうど1ヶ月前に北海道で地震が発生しまして、それからこの1ヶ月というのは台風、豚コレラとか、政治関係では内閣改造とか本当にニュースがピークになっておるといふような感じでございます。本日は後に合同会議を控えておりますが、ご審議賜りますようよろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君） 10月に入りまして、今週火曜日には9月の定例の議会も終わりました。今年度の半分が過ぎたというところでございます。この夏以降、皆さんもご承知の通りいろいろ災害の方で、また今週末も台風25号がどうなるか危ぶむころですが、そんな半期でございました。いよいよこれからいい季節になると今週末も含めてですけど、関市の方でもイベントが沢山執り行われます。今週末は刃物まつり、その後はそれぞれの地域での産業祭やら運動会スポーツイベント、いろいろ予定されております。

私どもこの農業委員会でも10月にまた新たなスタートという意味では、もう既にある程度ご承知かと思いますが今まで田口旭君が農業委員会事務局をやっておりましたけど、新たに小石隆之君を迎えてこちらにも新たな出発をしたいなと思っております。みなさんのお力を借りながら、ご協力を賜りながら事務局も頑張っておりますので改めてよろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。本日は、全員出席です。

それでは事務局長よりお願いします。

○事務局長（西部成敏君） 先ほどの部長の挨拶にもありましたが、10月1日付で異動がありました。農務関係ですと、林君が異動しました。そして、農業委員会では先程の挨拶にもありましたように田口君が変わりまして、小石君が来ていただきました。あと、林君の代わりに河村君が来ましたのでよろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君） この10月1日で農業委員会事務局でお仕事をさせていただきます小石と言います。まだ異動して数日ということで、これから勉強をさせていただいて農業委員会の仕事をしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 議事の進行につきまして、野村会長よりよろしくお願い致します。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、全員の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

13番安田委員、14番増井委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、平賀町3丁目地内、平賀公民センターの北東160mほどに位置する農振農用地区域外である畑397㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、居住地が遠方であることから、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

9月18日に現地確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、小瀬地内、小瀬グラウンドの東70mほど

に位置する農振農用地である畑550㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢であることから、農地の維持・管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

9月18日に現地確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、板取地内、田口集会場の北東200mほどに位置する農振農用地である田62㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、体調不良により農地の管理が困難なため、譲受人である息子に自身の持分を譲り渡すというもの。譲受人は、譲渡人の申し出により、申請地を譲り受けて、農業経営の拡大をするというもの。

9月18日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の3件について、許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、迫間地内上迫間公民館の西560mほどに位置する登記地目田、現況地目畑79㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパート住まいであるが、家族が増え手狭になったため、申請地を使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、高齢となり、耕作が困難なため、借受人の申し手に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

9月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、段下地内倉知小学校の西南西340mほどに位置する田、188㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、農業を行うことが困難になったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、稲口地内前山公民センターの北東530mほどに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地3、201㎡の内、2910.12㎡。農地の区分は、相当数の街区を形成している区域内の農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地が交通の便がよく、店舗や教育施設にも近いことから、申請地を買い受けて、建売分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、高齢により農地として維持することが困難になったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、平成4年ごろに、土地の一部を埋立てし、駐車場として利用しており、現況一部雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。また、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

4番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、東桜町地内長良川鉄道関駅の西75mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑、95㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が住宅化してきたため、農地として管理することが困難になったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、倉知地内前山公民センターの北東100mほどに位置する田4筆2,782㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自動販売機設置・修理業 事務所・倉庫です。譲受人は、自動販売機の設置・修理業を行っている会社で、現在愛知県一宮市に事務所・倉庫があるが、土地の借地期間が切れるため、申請地を買い受けて、事務所・倉庫を建築したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し手に応じ売り渡し、生活費に充てたいというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、申請地東側の一体利用地と合わせ、3,000㎡を超えるため、県の開発許可が必要となります。

6番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、下有知地内、下有知中学校の北西340mほどに位置する畑2筆371㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に住んでいるが、自己住宅を建築したいため、申請地を買い受けるというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

7番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、小屋名地内西部保育園の南東580mほどに位置する田986㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、社会保険労務業事務所・倉庫です。譲受人は、社会保険労務士で、申請地を買い受けて、事務所・倉庫として利用したいというもの。譲渡人は、農業経営が難しいため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

8番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、上之保地内宮脇集会所の西270mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆15,42㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、住宅展示場です。譲受人は、木造住宅の建築、建築資材の購入・販売を行っている会社で、隣接地で住宅展示場及び事務所があるが、用地の拡張をしたいので、申請地を買い受けて、住宅展示場として利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、昭和30年頃に、住宅展示場、事務所を建築し利用してきたが、境界立会をした結果、申請地にはみ出していたことが判明し、現況宅地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、洞戸市場地内洞戸事務所の北西290mほどに位置する畑359㎡。農地の区分は、申請地の概ね300m以内に洞戸地域事務所があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在借家住まいをしており、子どもの成長と共に手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件につきましては、書類の不備がありまして是正をお願いしておりましたが、間に合わないという事でしたので、本総会では審議をせず、来月以降という事になりますのでよろしくお願ひします。

11番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内道の駅むげ川の南西120mほどに位置する田330㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施行区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、子どもが成長し、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、現在体調が悪く、その治療費や生活費が必要なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡しその費用に充てたいというもの。

9月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの1件、計10件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願ひします。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の10件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、7ページになります。賃貸借権の設定に関するものについて、新規の畑が、1件1筆、715㎡。更新の田が、15件19筆、19,201㎡。地区は、武芸川町八幡、谷口、小知野、大杉の4地区でございます。権利の設定を受ける者は、（有）むげ川農産外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第3号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

ご審議ありがとうございました。本日の議事は全て終了致しました。その他について、事務局お願いします。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 次回農業委員会の総会は平成30年11月6日火曜日の午前9時から市役所6階の大会議室で予定しております。次回の総会議案審議後に今年度分の農振除外についての意見ということで考えておりますのでよろしくお願い致します。

午前9時30分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

---

13 番 関市山田605番地

印

---

14 番 関市下之保1449番地

印

---